

定例教育委員会

会 議 録

定例教育委員会会議録

平成25年10月30日

平成25年度坂井市教育委員会会議録（概要）

日 時：平成25年10月30日(水) 午後1時30分より2時50分まで

場 所：坂井市役所 第2別館

【会議日程】

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録(概要)の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案
 - 議案第18号 坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱の制定について
 - 議案第19号 坂井市中学校の部活動における大会出場選手等激励金支給要綱の廃止について
 - 議案第20号 就学指定校の変更許可について
- 5 その他
 - ・ 行事予定(11月分)について
 - ・ その他

【出席者】

教育委員	青柳裕委員長、喜多正之職務代理者、小嶋義昭委員 三宅小百合委員、川元利夫教育長
教育部	杉田教育部長、前川事務局次長、甲斐教育審議監
教育施設整備課	藤野課長
学校教育課	土居課長
生涯学習スポーツ課	武曾課長
国体準備室長	高澤室長
文化課	川上課長
図書館	渡邊参事
事務局書記	庄納参事、島田課長補佐

【会議の成立】

教育部長 ただいま、委員数5名、出席委員数5名であるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定足数に達するので、会議の成立を宣言する。

委員長 (あいさつ)

【会議録の承認】

委員長 9月27日に開催した定例教育委員会について、事務局の説明を求める。

事務局次長 (会議録概要説明)

委員長 質問等はないか。ないようであれば、会議録について承認する。
各委員は委員会終了後、会議録への署名を願いたい。

【教育長の報告】

教育長 10月は台風がいくつかがやってきた。26号の時は、始業時間を遅らせる等の対応をした。先週末は27号、28号についても心配したが、進路がずれて被害はなかった。公民館まつりを中止にしたところもあった。1日には小学校連合運動会があり、委員さん方にも出席いただき成功裏に終わった。8日から後期の学校訪問が始まった。子ども達の様子、先生方の授業風景を見て、坂井市の教育行政の方向性、課題等を見つけることが大切になると思う。18日には子育て講演会を開催した。今年の3月まで春江中で勤務していた岩井先生を講師に迎えた。とてもいい先生なので、今後も坂井市のために力を貸していただきたいと思う。21日には今年もシプロ化成から150万円の寄附をいただいた。今回で8回目である。各中学校で30万円ずつ自由に使わせていただいている。26日からは丸岡地区を皮切りに坂井市文化祭が始まった。11月2日～4日には、三国・春江・坂井地区で行われる。皆様のご来場をお願いしたい。

委員長 今のお話についてご質問等はあるか。

小嶋委員 台風による被害はあったのか。

事務局次長 大きな被害はなかった。校庭の木が倒れたとか、枝が折れたとか、フェンスが倒れたといった学校があった。雨が強く降り、雨漏りをした学校もあった。いずれも人的被害はなかった。

喜多委員 坂井市で継続的に寄附をいただいている事例はあるのか。

教育総務課参事 J A花咲の大豆入りお茶の売り上げから、あわら市と坂井市に毎年寄附をいただいている。坂井市には20万円程度と記憶している。学校教育振興費で使わせていただいている。

教育長 一昨年は、前J A花咲組合長から明章小学校へ100万円の寄附をいただいた。パナソニック電工労働組合からは、毎年10万円相当の大きな

絵本をさかい図書館に寄附いただき、保育所、老人施設での読み聞かせ用に貸出しもしている。

喜多委員 善意の寄附についての情報を得て、我々も感謝の意を表したいと思う。お金によるものだけでなく、労力での寄附についても、学校等で記録し、年度末には教育委員会へ報告し把握するといったシステムを作ることが必要である。

教育長 そのようにしていきたい。

委員長 ほかになければ、議案の審議にはいる。

【議案第 18 号 坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱の制定について】

【議案第 19 号 坂井市中学校の部活動における大会出場激励金支給要綱の廃止について】

委員長 これらは関連しているので、一括して事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)
現在運用している要綱には様式の整備がないため廃止とし、様式を整備した要綱を制定するものである。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

小篤委員 中学校の部活動以外での大会出場に対する激励金は対象とはならないのか。

学校教育課長 部活動以外のものは、対象とはならない。

国体準備室長 部活動以外のものは、社会体育から激励金を出している。

委員長 部活動で北信越大会、全国大会へ出場すると、学校教育の一環となり学校教育課所管の激励金支給要綱での対応となり、部活動でない場合は、生涯学習スポーツ課所管の激励金となるということか。

教育長 そうである。丸岡中からジュニアオリンピックに出場し優勝した生徒がいるが、この場合も社会体育で激励金を支給した。今年度は、学校教育課、生涯学習スポーツ課でそれぞれ激励金はどれだけ支出してい

るか。

学校教育課長 約 180 万円である。北信越大会が石川、全国大会が東海地方での開催であり、金額も少なかった。昨年度は 300 万円を超えた。北信越大会が長野、全国大会が関東での開催であった。開催地、出場者の数に影響される。昨年度は個人での出場が多かったが、今年度は団体での出場が多く、金額も多かった。

国体準備室長 昨年度は約 210 万円であった。それとは別に、丸岡高校サッカー部が全国大会に出場したので 50 万円、春江工業高校野球部が春の選抜で甲子園大会に出場した際はプラスバンドの輸送費等も含めて 150 万円支出した。

委員長 ほかにご意見がなければ、「議案第 18 号 坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱の制定について」「議案第 19 号 坂井市中学校の部活動における大会出場選手等激励金支給要綱の廃止について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 18 号 坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱の制定について」「議案第 19 号 坂井市中学校の部活動における大会出場選手等激励金支給要綱の廃止について」は、原案のとおり承認する。

委員長 次に「議案第 20 号 就学指定校の変更許可について」であるが、事務局からの説明をお願いします。

学校教育課長 (議案内容の説明)
新規 11 件の申請である。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

小畷委員 1 番の件で、下の子は上の子が卒業したら三国北小へ就学するのか。

学校教育課長 兄が卒業するまでということで申請が出ている。

小畷委員 それでは、2 年後に再度申請がある可能性があるのか。

学校教育課長 可能性はある。

小嶋委員 3番の子について、兄弟が同じ学校というのはよいことであるが、兄の指定校変更の理由は何であったか。

学校教育課長 兄は、平成22年に教育環境を維持したいという理由で指定校変更の承認をしている。兄が卒業するまでということで申請が出ている。兄が卒業したら指定校の三国北小学校へ就学するというので、保護者と話をしている。

小嶋委員 9番、10番のように丸岡町通学区域調査委員会答申との申請理由で申請する子が毎年あり明章小へ就学しているが、磯部小へ就学する子もいるのか。

学校教育課長 指定校は磯部小であるが、ほとんどが明章小へ就学している。

小嶋委員 磯部島を明章小の校区にすることはできないのか。

教育長 丸岡町通学区域調査委員会において、磯部小へいく権利もあるということにした。

小嶋委員 ひとつの地区で別の学校へ就学している子がいると、子ども会のことなど、不便なことがあると思うが。

教育長 不便なことがあり、地区の保護者からどちらかの学校にと申出があれば、そのように変更したい。

喜多委員 答申を見直す時期に来ているとも思う。

委員長 ほかにご意見がなければ、「議案第20号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第20号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認する。

来月の定例教育委員会は、11月26日(火)午後1時30分から決定。

【平成25年10月 坂井市定例教育委員会 審議結果】

平成25年10月30日(1日間)に開催された定例教育委員会審議の結果を報告する。

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第18号	坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱の制定について	H25.10.30	原案承認
議案第19号	坂井市中学校の部活動における大会出場選手等激励金支給要綱の廃止について	H25.10.30	原案承認
議案第20号	就学指定校の変更許可について	H25.10.30	原案承認

上記のとおり会議の顛末を記し、これを証するために署名する。

平成25年11月26日

教育委員長	青柳 裕
職務代理者	喜多 正之
委員	小尊 義昭
委員	三宅 小百合
教育長	川元 利夫
会議録調製職員	庄納 俊明 島田 順子